

10月から「後期高齢者医療の保険料」^(*) 「国保税」の年金天引きが始まります

(*) 社会保険などに加入していた人が対象 ■問い合わせ 健康長寿課☎内線 169

後期高齢者医療の保険料

◎ 社会保険などの加入者本人であった人
◎ 社会保険などの被扶養者であった人

加入者本人であった人

【保険料の納め方】

7月から9月までは納付書または口座振替で納付していただいていたのですが、10月からは年金天引きとなります。

【平成20年度保険料額】

平成19年中の所得を基に算出されます。

被扶養者であった人

【保険料の納め方】

9月までは激変緩和措置のため保険料が凍結されていましたが、10月から年金天引きとなります。

【平成20年度保険料額】

年額二、一〇〇円。

国民健康保険税

◎ 世帯主が国民健康保険加入者で、国民健康保険加入者全員が65歳〜74歳の世帯

【保険料の納め方】

7月から9月までは納付書または口座振替で納付していただいていたのですが、10月からは年金天引きとなります。

※ただし、年金受給額が年間十八万円未満の人、介護保険料と後期高齢者医療の保険料または国民健康保険税を合わせた額が年金受給額の二分の一を超える人は、十月以降も納付書または口座振替で納めていただきます。

年金天引きから口座振替に変更できます

後期高齢者医療の保険料

次のどちらかの要件を満たしていれば変更できます。

● 国民健康保険税を確実に納付していた人が、**本人の口座から振替納付する**場合。



本人

● 世帯主または配偶者がいる人（年金収入が百八十万円未満）で、**世帯主または配偶者の口座から振替納付する**場合。



世帯主または配偶者がいる人

【社会保険料控除の対象者】
本人の口座からの振替納付のため、**対象者は本人**です。息子の扶養になっても同様です。



本人

息子

【社会保険料控除の対象者】
対象者は口座名義人のため、**世帯主または配偶者**になります。このため、**世帯としての所得税・個人住民税の負担が軽減**されることがあります。



配偶者

世帯主

本人

国民健康保険税

これまで、国民健康保険税を滞納することなく確実に納付していただいている世帯であれば、世帯主または国保資格のある配偶者の口座から振替納付することができます。

「行政改革」に取り組んでいきます

地方分権改革に伴う地方交付税の大幅な削減などにより、地方財政はたいへん厳しい時代を迎えています。「身の丈に合った行財政運営」と「市民生活の安定と市民サービスの向上」のため、集中改革プランに基づき、各種改革に取り組んでいます。

■問い合わせ 市長室 内線357

今後の取り組み

【歳入】

税金などの徴収率の向上や保留地の売却などを進め、財源確保に努めます。

【歳出】

人件費抑制のため職員数の削減を進めてきた結果、平成二十年度当初で三百四十一人となり、同二十二年度の目標数三百四十九人を二年早く達成しました。

今後、職員の資質や能力の向上を図り、経営感覚を持ち、同二十三年度当初で三百十人体制を目指します。また、民間活力の導入や事務事業の集中、選択などを行っていきます。

内 容	
土地開発公社と市の保留地を公告入札などして、合計6件を売却	
市税の滞納対策について、不動産や債権の差し押さえ、公売を実施	
広報紙に有料広告を掲載。市公式ホームページにバナー広告を掲載	
「ふるさと文化財の森センター」「市営体育6施設」「市営公園25施設」に指定管理者制度を導入	
冷暖房温度管理による省エネなど、経常経費の削減	
新規採用者の抑制と人員配置の適正化を実施。職員11人を削減	
247事業について事務事業評価を実施。7事業を廃止、2事業を休止、40事業を縮小	
行政サービスの向上と職員の意識改革を進めるため、一職場一改善運動(28件)を実施	
積極的な情報提供を進めるため、公式ホームページを見やすくリニューアル	
交通安全関係や世界遺産、文化財関係など、48件の出前講座を実施	

【平成19年度の財政効果】 【歳入の増収効果】 約8,800万円
【歳出の削減効果】 約2億3,600万円

※詳しくは市公式ホームページをご覧ください

コミュニティ助成事業を募集

財団法人自治総合センターでは、平成二十一年度のコミュニティ事業を募集します。この事業は、住民が自主的に行うコミュニティ活動に対し助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展と宝くじの普及広報を行うことを目的としたものです。

【助成対象事業】

コミュニティ活動に直接必要な施設または設備（次の参考例のとおり）

*

☆お祭り、運動会、その他
☆コミュニティ行事に必要な太鼓、テントなど
☆文化、学習活動に必要な視聴覚機器、テーブルなど
☆体育、レクリエーション活動に必要なスポーツ用具、広場などの整備

【助成対象団体】

自治会、町内会などのコミュニティ組織またはその連合体

【必要書類】

申請書、組織の会則、収支予算・決算書など

■申し込み、問い合わせ

10月14日(火)までに
企画調整課 ☎内線344

【平成19年度の事例】
一般コミュニティ
コミュニティ活動に使用する視聴覚用機器

